

長崎県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則  
第49条第1号の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務  
の例外の認定に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。）第49条第1号に規定する知事が認める者（以下「例外引渡者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 例外引渡者になろうとする者は、その業務を行う事業所ごとに知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) フロン類の回収等について十分な知見を有する者の住所及び氏名
- (4) フロン類の管理責任者の住所及び氏名

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には登記簿の謄本、個人である場合には住民票の写し
- (2) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の許可を受けていること又は同条第2項の届出を行っていることを証する書類
- (3) 高圧ガス保安法第20条の4の届出を行っていることを証する書類
- (4) 第3条第2号に掲げる者が、当該知識及び経験を有することを証する書類
- (5) 第一種フロン類充填回収業者から引き渡しを受けたフロン類の引取量並びに第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に引き渡した量等（省令第49条第1号イの要件を満たすもの。以下「フロン類取扱量等」という。）の管理記録に使用する様式
- (6) 業務用冷凍空調機器等の関係業界等から回収冷媒管理センター等の認定を受けていることを証する書類

(認定の基準)

第3条 知事は前条第2項の申請があった場合においては、その申請の内容が次の各号の基準に適合すると認めるときは、例外引渡者として認定し、認定書（様式第2号）を付与するものとする。

- (1) 業務用冷凍空調機器等の関係業界等から回収冷媒管理センター等の認定を受けていること。
- (2) フロン類の回収等について十分な知見を有する者（省令第14条第9号及び第40条第2号に規定する者をいう。）が配置されていること。

- (3) フロン類取扱量等について適切に管理及び記録できる体制が整備されていること。
- (4) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 5 条第 1 項の許可を受けていること  
又は同条第 2 項の届出を行っていること
- (5) 高圧ガス保安法第 20 条の 4 の届出を行っていること
- (6) 第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取る事業所の所在地が県内にあること。
- (7) 第一種フロン類充填回収業の登録を受けていること。

（認定の期間及び更新）

第 4 条 第 2 条第 1 項の認定は、その認定期間を、当該例外引渡者にかかる第一種フロン類充填回収業の登録期間に準じるものとし、第一種フロン類充填回収業の登録の更新とあわせて認定の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

なお、この要領の施行前に現に特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外に係る認定要領（以下「旧要領」という。）の規定により認定を受けている例外引渡者の認定期間については、現在登録を受けている第一種フロン類充填回収業の登録期間に準じるものとし、第一種フロン類充填回収業の登録の更新とあわせて認定の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、前項の更新について準用する。

（変更及び廃止の届出）

第 5 条 第 2 条第 1 項の認定を受けた者（以下「例外引渡者」という。）は、同条第 2 項各号に掲げる事項に変更があったときは、変更届出書（様式第 3 号）を、当該変更の内容を明らかにする書類を添えて、当該変更があった日から 30 日以内に知事に届出なければならない。

2 例外引渡者は、認定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止届出書（様式第 3 号）により遅滞なく知事に届け出なければならない。

（フロン取扱量等の記録）

第 6 条 例外引渡者は、フロン類取扱量等について、第 2 条第 3 項第 5 号の様式により記録し、認定に係る事業所に保存しなければならない。

（報告）

第 7 条 例外引渡者は、次の各号に掲げる毎年度のフロン類取扱量等について記載した報告書（様式第 4 号）を翌年度の 5 月 15 日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類の量
- (2) 年度当初に保管していたフロン類の量
- (3) 第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の量
- (4) フロン類破壊業者に引き渡したフロン類の量
- (5) 年度末に保管していたフロン類の量

(認定の取消し)

第8条 知事は、例外引渡者が第3条各号のいずれかに適合しなくなったとき又は前条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年1月6日から施行する。

(旧要領の取扱い)

2 旧要領は廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際、現に旧要領第2条の規定により認定を受けている者は、第2条第1項の規定による例外引渡者としての認定を受けたものとみなし、その取扱いについてはこの要領の規定に基づくものとする。